

# 【制度のご案内】傷害保障型共済

ご加入にあたっての重要な事項を説明しています。  
お申し込みの前に必ずご一読、ご確認ください。

この共済は、生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた事業で、組合員の相互扶助によって生活の安定と向上を図ることを目的としています。そのため、この趣旨に賛同された方が、出資金を払い込み、組合員となってご利用いただくことになります。

また、この共済は、「傷害共済事業約款」の内容が契約内容となります。

共済事業約款は、ホームページ(<https://www.kyosai-cc.or.jp/mutual/guide/>)に掲載しています。

※「共済事業約款」とは、共済事業規約・規則のうち、当組合が契約内容とする規定をまとめたものです。

\*このご案内における「申込書」「加入申込書」には、インターネット新規加入申込手続およびマイページ(インターネット上で提示した契約情報画面および一連の入力画面。以下同じ)も含まれます。

## 1 お申し込みいただける方

お申し込みいただけるのは、お申し込みの日(申込書受付日)。郵送の場合は消印日。インターネット新規加入申込手続の場合は、インターネット新規加入申込手続に入力された事項を受信した日。以下同じ)において、**加入される組合のある都道府県内にお住まいかまたは勤務地がある次の方**です。

### 傷害保障型共済

▶満18歳～満69歳(満70歳未満)の方。

「傷害保障型共済」…月掛金1,000円

※病気を原因とするものについての保障は含まれていません。保障表およびその説明事項を必ずご一読、ご確認いただき、保障内容をご了承のうえ、お申し込みください。

※一部の職業の就業(練習を含む)により支払事由が発生したときや、山岳登はんなどの危険な運動等を行っている間の事故については、共済金のお支払いはできません。くわしくは、後記『7 共済金等のお支払い』をご確認ください。

※生命共済と重複してお申し込みいただけます。

※現在新規加入のお取り扱いを終了している「傷害共済」とは重複してご加入いただけません。

※他府県で重複してご加入にはなれません。

## 2 掛金の払い込み

掛金は**毎月15日**(15日に振替ができなかった場合は、その月の28日)にご指定の口座から自動振替となります。

※お申し込み手続き時において、お申し込み日の翌日からの保障(以下「申込翌日保障」といいます)を選択された場合は、初回のみ保障開始日から翌々月末日までの掛金(月掛金2ヵ月分)を振替させていただきます。

※15日およびその月の28日にも振替ができなかった場合は、翌月15日に(延滞分を合算して)振替させていただきます。

※「りそな決済サービス株式会社(RKS)」の収納代行(りそなネット)サービスをご利用の場合は、毎月28日にご指定の口座から自動振替となり、振替ができなかった場合は翌月28日に(延滞分を合算して)振替させていただきます。

※金融機関が休業日のときは翌営業日に自動振替となります。

※掛金は保険料控除の対象外です。

## 3 保障の開始

掛金払い込み日の翌日(申込翌日保障を選択された場

合は、お申し込み日の翌日)から保障されます。

保障の開始は、当組合が加入申込書の内容を審査して承諾した場合に、初回掛金をいただいた日の翌月1日からとなります。ただし、初回掛金をいただいた日の翌日から保障開始日の前日までの間に共済金の支払事由の直接の原因が発生した場合は、共済金のお支払いの対象となります。なお、**お申し込み日の翌月15日(「りそな決済サービス株式会社(RKS)」の収納代行(りそなネット)サービスをご利用の場合は、翌月28日)が初回掛金の振替日**となります。また、申込翌日保障を選択された場合は、保障の開始はお申し込み日の翌日からとなります。

※保障期間(共済期間)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(初年度は保障開始日から最初に迎える3月31日まで)となっていますが、解約や失効等がない限り更新されます。ただし、後記『8 無効、解除、失効、取消、解約など』の2.①～⑤に該当すると認められる場合は、当組合はご加入の更新をいたしません。

## 4 保障の終期と保障内容の変更時期

傷害保障型共済の保障の終期は制度内容の変更がない限り、85歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

◎65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、保障内容が変わります。

## 5 共済金の受取人

共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、死亡共済金の受取人は、ご加入者の死亡時点における次の①～⑫の順序で上位の方となります。

①ご加入者の婚姻届出のある配偶者

ご加入者と同一世帯に属するご加入者の

②子 ③孫 ④父母 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の

⑦子 ⑧孫 ⑨父母 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

⑫ご加入者の甥姪

この場合において、ご加入者と住居を異にしていても、それが修学、療養、勤務などの事情によると判断されるときは、同一世帯に属するものとします。また、各順序の同一世帯に属する方の中では、ご加入者によって扶養されている方を上位とします。

※死亡共済金の受取人については、ご加入者が当組合の承認を受けて次の方のうちいずれか1人を指定または変更することができます。

- (1)ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と内縁関係にある方
  - (2)ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、日常生活において同居もしくは世帯員と同様な生活状態にある方で、上記(1)と類似の関係と認められる方
  - (3)前記②から④までに該当する方
  - (4)前記①から④までに該当する方がいない場合で、⑤から⑦までに該当する方およびご加入者の2親等以内の姻族の方
  - (5)上記(1)から(4)までに該当する方がいない場合で、ご加入者の身辺の世話をしている方など日常生活において密接な関係にある方
- ※遺言による受取人の指定・変更はできません。
- ※死亡共済金受取人が複数のときは、その受取割合は均等となります。
- ※死亡共済金を除く共済金については、指定代理請求人を指定または変更することができます。くわしくは、当組合までお問い合わせください。

## 6 共済金のご請求手続きなど

まず当組合へご一報ください。

1. 共済金の支払事由が発生したときは、遅滞なく当組合までご連絡ください。ご請求に必要な用紙をただちにお送りします。
2. 共済金のご請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日から原則5日(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)以内に共済金をお支払いします。
3. ご請求の内容によっては、前記2.にかかわらず、確認や調査のための期間をいただくことがあります。

## 7 共済金等のお支払い

保障内容は保障表およびその説明事項をご参照ください。

1. 減額またはお支払いができない場合は、主に以下のとおりとなります。①ご加入が無効、解除、失効、取消されたとき ②申込書や共済金請求書類に不実の記載があったとき ③初回掛金をいただいた日(申込翌日)保障を選択された場合は、お申し込みの日以前に発生した事故を原因とするとき ④入院の期間が重複するとき ⑤故意、重大な過失、犯罪行為、私闘、死刑、無免許運転や酒気帯び運転等、薬物依存、精神障害または泥酔によるとき ⑥頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状のないとき ⑦入院中治療に専念しなかったとき ⑧自殺または自殺行為によるとき ⑨「手術」について、創傷処理等の手術によるとき

2. ご加入者が次のいずれかの職業に従事している場合において、その職業の就業(練習を含む)に伴う事故を原因とする支払事由が発生したときは、共済金のお支払いができません。①オートテスター(テスライダー) ②オートバイ競争選手 ③自動車競争選手 ④自転車競争選手 ⑤モーターボート競争選手 ⑥猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む) ⑦プロボクサー

- ⑧プロレスラー ⑨ローラーゲーム選手(レフリーを含む) ⑩力士 ⑪その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- 3. ご加入者が山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間の事故については、共済金のお支払いができません。
- 4. ご加入者の試運転、訓練(自動車または原付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く)、競技(練習を含む)または興行(練習を含む)のため運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故については、共済金のお支払いができません。
- 5. 原子核反応または原子の崩壊による事故、地震、津波、噴火その他これらに類似の天災による事故および戦争、変乱その他の非常の出来事による事故については、共済金のお支払いができません。
- 6. 地震、戦争、感染症などの事故により一時に大量の支払事由が発生し制度に影響を及ぼす場合は、共済金を減額してお支払いさせていただきます。
- 7. 「事故」とは、急激で偶発的な外来の事故をいいます。なお、次の場合などは「事故」とはみなされません。  
①軽微な外因 ②病気の診断、治療を目的としたもの  
③病気による障害の状態にある者の窒息等 ④脳疾患、病気、心神喪失により生じたもの
- 8. 入院日と退院日が同日(日帰り入院)の場合には入院日数を1日とし、入院基本料の支払いの有無・患者を収容する施設の有無などにより判断します。
- 9. 決算後、剩余金が生じたときは割戻金として毎年3月31日において加入されているご加入者を対象にお戻しています(3月31日において有効に成立しているご加入が対象)。
- 10. 共済金、掛金の払戻金、割戻金の支払いを請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。
- 11. 掛金または保障内容は死亡率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。なお、変更時における共済事業約款の内容が適用されます。

## 8 無効、解除、失効、取消、解約など

1. 次の場合は、ご加入が無効となります。  
①お申し込みがご加入者の意思によらなかつたとき  
②お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなっていたとき ③重複して加入されたときの重複分
2. 次の場合は、ご加入が解除されます。  
①共済金を支払わせる目的で故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合 ②共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合 ③他の共済契約または保険契約との重複によって、ご加入者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、

共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合 ④ご加入者または受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、またはこれらと関係を有していると認められる場合 ⑤前記①～④のほか、当組合との信頼関係が損なわれ、ご加入の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

- 3.掛金の振替が連続して3ヵ月できなかった場合は、ご加入は失効します。なお、当組合の定めによりご加入を復活できる場合があります。
- 4.お申し込みの日において、ご加入者が加入資格の年齢の範囲外であったときは、ご加入は取消となります。また、ご加入の締結に際して、詐欺または強迫の行為があったときは、ご加入は締結時に遡って取消となります。
- 5.ご加入者が亡くなられたときはその日において、重度障害共済金が支払われたときは重度障害となられた日において、ご加入は終了します。
- 6.ご加入者は将来に向かってご加入を解約することができます。なお、この共済には解約返戻金はありません。

この【制度のご案内】は「共済制度の概要」を記載していますが、■■■■■をかけた1・3・7・8の項目は「特にご注意いただきたい情報」です。お申し込みの際は必ずご確認ください。くわしくは共済事業約款およびご加入後にお届けする「ご加入のしおり」をご確認ください。なお、ホームページに掲載しています。

加入申込書を郵送(送信)後、2～3週間で加入証書をご郵送します。1ヵ月を経過しても加入証書がお手元に届かない場合は、当組合へご連絡ください。

#### 個人情報取り扱いに関する重要事項\*

お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

全国生活協同組合連合会および全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合(以下、「当グループ」といいます)では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。

①共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の当グループの事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査 ②当グループの事業に関する商品・サービスのご紹介 ③全国生活協同組合連合会の子会社および会員生活協同組合の子会社ならびに提携企業の商品・サービスのご案内

\*詳細はホームページに掲載しています。<https://www.kyosai-cc.or.jp/>

- 死亡共済金にかかる税金の種類は、実質の掛金負担者、ご加入者、受取人の関係により異なります(くわしくは最寄りの税務署へご照会ください)。